

入札説明書新旧対照表

頁	新	旧
11	<p>第4 サービス購入料について 略</p> <p>2 入札額等について 略</p> <p>(3) サービス購入料の構成 略</p> <p>(ア) サービス対価の見直し要素 建設に係る費用については、事業者と協議の上、市の公共工事標準請負契約約款第25条第1～8項を準用し、改定を行う。</p> <p>略</p>	<p>第4 サービス購入料について 略</p> <p>2 入札額等について 略</p> <p>(3) サービス購入料の構成 略</p> <p>(ア) サービス対価の見直し要素 建設に係る費用については、特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格が著しい変動を生じ、支払い金額が不相当となったときのみ、事業者と協議の上、市の公共工事標準請負契約約款第25条第1～8項を準用し、改定を行う。</p> <p>略</p>

5 契約保証金

事業者は、サービス購入料Aの100分の10以上の契約保証金を契約締結前までに納付しなければならない。また各会計年度のサービス購入料B及びC（(光熱水費を除く)）の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。なお、市の契約規則第25条第7項各号のいずれかに該当する場合は、同条第1項に規定する契約保証金は免除する。詳細については事業契約書（案）に規定する。

5 契約保証金

事業者は、サービス対価Aの100分の10以上の契約保証金を契約締結前までに納付しなければならない。ただし、契約規則第25条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

要求水準書新旧対照表

頁	新	旧
18	<p>第2 施設整備業務に関する事項略</p> <p>6 本施設の諸室・機能に係る要求水準</p> <p>略</p> <p>(5) 観客関連 - トイレ</p> <p>略</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 観客席の全席数に対し、観客男女比を適切に設定する。 ・ 洋式5台以上/観客1000人、男性用小便器8台以上/男性観客1000人、とする。ただし、可能な限りトイレの混雑を緩和する便器数を設定すること。 <p>略</p>	<p>第2 施設整備業務に関する事項略</p> <p>6 本施設の諸室・機能に係る要求水準</p> <p>略</p> <p>(5) 観客関連 - トイレ</p> <p>略</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 観客席の全席数に対し、観客男女比は1：1とする。 ・ 男性は洋式5台以上/1000人、小便器8台以上/1000人とする。 ・ 女性は洋式13台以上/1000人とする。 <p>略</p>

事業契約書（案）新旧対照表

頁	新	旧
4	<p>第5条</p> <p>5 前項の規定は、市が事前に承認した場合、又は市が承認した第三者が第78条第4項に基づく事業者の義務を引き受けた場合においては、適用しないものとする。</p>	<p>第5条</p> <p>5 前項の規定は、市が事前に承認した場合、又は市が承認した第三者が第73条第4項に基づく事業者の義務を引き受けた場合においては、適用しないものとする。</p>
14	<p>第32条</p> <p>整備業務の遂行によって第三者に損害が発生したときは、事業者がその損害を賠償するものとする。ただし、この場合に、事業者が第三者に賠償した損害(次項に定める保険により補填されるものを除く。以下本条において同じ。)のうち、市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、市が合理的な範囲で事業者に補償するものとする。</p>	<p>第32条</p> <p>整備業務の遂行によって第三者に損害が発生したときは、事業者がその損害を賠償するものとする。ただし、この場合に、事業者が第三者に賠償した損害(第3項に定める保険により補填されるものを除く。以下本条において同じ。)のうち、市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、市が合理的な範囲で事業者に補償するものとする。</p>
23	<p>第63条</p> <p>5 事業者は、前各項の定めるところに従って市に提出された維持管理計画書を変更する場合には、変更箇所及び理由を説明する書面を市に提出し、前各項の例により内容決定するものとする。この場合、当該維持管理計画書の変更に起因する増加費用又は事業者の損害は、当該維持管理計画書の変更が第21条第2項第(1)号各号所定の事由による場合でない限り、事業者が負担するものとする。</p>	<p>第63条</p> <p>5 事業者は、前各項の定めるところに従って市に提出された維持管理計画書を変更する場合には、変更箇所及び理由を説明する書面を市に提出し、前各項の例により内容決定するものとする。この場合、当該維持管理計画書の変更に起因する増加費用又は事業者の損害は、当該維持管理計画書の変更が第16条第2項第(1)号各号所定の事由による場合でない限り、事業者が負担するものとする。</p>

25	<p>第 71 条 略 3 略</p> <p>(3) 市及び事業者以外の第三者が本施設を損傷したときは、その損傷が極めて小規模なもので当該第三者が特定できないものは事業者が、それ以外のもので当該第三者が特定できないものは市が負担するものとし、当該第三者を特定できるときは事業者が当該第三者に補修の費用等を請求するものとするが、当該第三者に支払い能力がないときは市と事業者が協議して費用負担を決定する。</p>	<p>第 71 条 略 3 略</p> <p>(3) 市及び事業者以外の第三者が本施設を損傷したときは、事業者が負担する。ただし、施設を損傷した第三者を特定できない場合又は当該第三者に支払能力がないときは、市と事業者が協議して費用負担を決定する。</p>
31	<p>第 83 条 2 第 1 項各号の事由に該当する場合、事業者は、市に対して、契約解除の日が属する会計年度の運営業務及び維持管理業務の対価として支払われる予定のサービス購入料B及びC並びに(光熱水費を除く。消費税を含む。)の総額の 10%に相当する金額(ただし、平成 28 会計年度のサービス購入料 B 及び C の金額は、平成 29 会計年度の業務に対して支払い予定のサービス購入料と同額とみなして算出する。)を違約金として支払うものとする。</p>	<p>第 83 条 2 第 1 項各号の事由に該当する場合、事業者は、市に対して、契約解除の日が属する会計年度の運営業務及び維持管理業務の対価として支払われる予定のサービス購入料B及びC並びに(消費税を含む。)の総額の 10%に相当する金額(ただし、平成 28 会計年度のサービス購入料 B 及び C の金額は、平成 29 会計年度の業務に対して支払い予定のサービス購入料と同額とみなして算出する。)を違約金として支払うものとする。</p>

35	<p>第 94 条</p> <p>(2) 運営維持管理期間</p> <p>各会計年度に関し、当該会計年度に支払われる予定のサービス購入料 B 及び C(光熱水費を除く。消費税を含む。)の合計金額の 100 分の 10 以上の金額。ただし、平成 28 会計年度については、平成 29 会計年度の業務に支払い予定のサービス購入料をもって算出する。</p>	<p>第 94 条</p> <p>(2) 運営維持管理期間</p> <p>各会計年度に関し、当該会計年度に支払われる予定のサービス購入料 B 及び C(消費税を含む。)の合計金額の 100 分の 10 以上の金額。ただし、平成 28 会計年度については、平成 29 会計年度の業務に支払い予定のサービス購入料をもって算出する。</p>
36	<p>第 94 条</p> <p>5 北九州市契約規則(昭和 39 年規則第 25 号)第 25 条第 1 項に定める契約保証金は、事業者が同条第 7 項各号のいずれかに該当するときは、これを免除する。</p>	<p>(新規追加)</p>
56	<p>別紙 8</p> <p>略</p> <p>4 サービス購入料の改定</p> <p>(1) 物価変動によるサービス購入料の改定</p> <p>略</p> <p>(ア) 改定方法</p> <p>建設に係る費用については、事業者と協議の上、市の公共工事標準請負契約約款第 25 条第 1 ～ 8 項を準用し、改定を行う。</p>	<p>別紙 8</p> <p>略</p> <p>4 サービス購入料の改定</p> <p>(1) 物価変動によるサービス購入料の改定</p> <p>略</p> <p>(ア) 改定方法</p> <p>建設に係る費用については、特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格が著しい変動を生じ、支払い金額が不適当となったときのみ、事業者と協議の上、市の公共工事標準請負契約約款第 25 条第 1 ～ 8 項を準用し、改定を行う。</p>